

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 あて

原子力委員会委員長

独立行政法人日本原子力研究開発機構高速増殖炉研究開発センターの原子炉
の設置変更（高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設の変更）について（答申）

平成19年7月4日付け平成18・10・13原第4号をもって諮問のあった標記の件に係る核
原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同
法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定す
る許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

独立行政法人日本原子力研究開発機構高速増殖炉研究開発センターの原子炉の設置変更(高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設の変更)について(答申)

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第24条第1項第1号(平和利用)

独立行政法人日本原子力研究開発機構は、原子力基本法に基づき、平和の目的に限り、高速増殖炉の開発等を行うことを目的として設立された機関であり、本件申請に係る変更後において原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。

2. 法第24条第1項第2号(計画的遂行)

「原子力政策大綱」(平成17年10月11日原子力委員会決定、平成17年10月14日閣議決定)において、高速増殖原型炉もんじゅは、高速増殖炉サイクル技術の研究開発の場の中核として位置付け、運転を早期に再開し、10年程度以内を目途に「発電プラントとしての信頼性の実証」と「運転経験を通じたナトリウム取扱技術の確立」という所期の目的を達成することに優先して取り組むべきとされており、本件申請に係る変更が我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。

3. 法第24条第1項第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)

本件申請については、初装荷燃料に係るものであり建設工事費に含まれないことから資金は発生しないとする経済産業大臣の判断は妥当である。